

松江市 報道提供資料

令和6年12月3日

件名

松江城からの眺望基準の見直し案(松江市景観計画の一部改正案)に対するパブリックコメント(意見募集)の実施について

内容

1. 趣旨 別紙参照
2. 松江城からの眺望基準の見直し案(松江市景観計画の一部改正案)の概要 別紙参照
2. 意見募集期間 令和6年12月10日(火) から 令和7年1月10日(金)
※令和7年1月10日(金) 17時までに建築審査課に必着
3. 掲出・閲覧場所 松江市ホームページ、市役所本庁舎(本館3階行政資料コーナー、別館3階建築審査課)、各支所
4. ご意見の提出方法、取扱等 別紙参照

【問い合わせ】

松江市まちづくり部建築審査課 電話：0852-55-5387

松江城からの眺望基準の見直し案(松江市景観計画の一部改正案) に対するパブリックコメント(意見募集)

松江市まちづくり部建築審査課

1. 趣旨

松江市の良好な景観の保全・創出を図るため、景観計画に基づく行為の制限(景観形成基準)による規制・誘導を行っています。

松江市景観計画では、松江城を主要な展望地の1つに指定し、松江城天守からの眺望に関する基準として「松江城景観形成基準」を定めています。

今回、松江市の山の稜線景観の保全および宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の眺望を保全するため、より客観的で分かりやすい基準となるよう、基準の見直しを行います。

つきましては、新規基準案を市民のみなさまにお示しし、意見募集を行います。

よりよい基準とするために、みなさまから幅広いご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

2. 意見募集期間

令和6年12月10日(火)～令和7年1月10日(金)

※令和7年1月10日(金)17時までに建築審査課に必着とします。

3. 掲出・閲覧場所

松江城からの眺望基準の見直しの概要は、次の各所でご覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階行政資料コーナー、別館3階建築審査課)
- 各支所

4. ご意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。※口頭でのご意見は受け付けていません
- ・なお、障がいなどのためこれらの方法によりがたい場合は末尾に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール ※宛先、送信先は末尾に記載
 - ・持参(持参先:松江市役所建築審査課)
- ・ご意見を提出される際は、意見と、お名前、ご住所、電話番号(団体にあつては、名称、所在地)を記載してください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「松江城からの眺望基準の見直しに対する意見提出書」を添付しています。

5. お寄せいただいたご意見の取扱い

- ・いただいたご意見は、基準見直しの参考にさせていただきます。
- ・いただいたご意見とそのご意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報（氏名、住所、電子メールアドレス等）は公表しません。
- ・いただいたご意見への個別の回答はいたしません。
- ・提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・ご意見の提出先

松江市まちづくり部建築審査課景観指導係

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5387

FAX 0852-55-5552

電子メール keikan@city.matsue.lg.jp

松江城からの眺望基準の見直し案（松江市景観計画の一部改正案）の概要

(1)名称の変更

眺望基準の名称を「松江城景観形成基準」から「松江城からの眺望基準」に改めます。

加えて、「田和山史跡公園景観形成基準」および「大塚山公園景観形成基準」をそれぞれ「田和山史跡公園からの眺望基準」、「大塚山公園からの眺望基準」に変更します。

(2)基本方針の追加

松江城からの眺望基準の基本方針を追記します。

基本方針は次の2点です。

- ・高さ規制を行うことにより、松江市を取り囲む山々の稜線景観を保全すること
- ・宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の眺望を確保すること

(3)基準内容の変更

基準の内容を下記のとおり変更します。

変更前

- ・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

変更後

- ・天守から見える東西南北の基準線（山の標高）に接しない高さとする。ただし、松江市景観審議会の審議により、次のいずれかに該当する施設においては、規制の緩和を認めることができる。
 - ①公益性が高いと認められる施設※1
 - ②松江駅周辺地域※2 の施設
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線に接しない高さとする。

※1 公益性が高いと認められる施設とは、学校、病院等とする。

※2 松江駅周辺地域は、中心市街地エリアビジョン松江駅周辺ゾーンとする。

(4)写真・図の追加

次の3点を追加します。

- ①「天守から見える東西南北の基準線」および「嫁ヶ島の水際線を延長した線」を示したパノラマ写真
- ②「松江駅周辺地域」を示した図
- ③松江城天守の視点高についての図

(5)施行日

施行日：令和7年4月1日（予定）

松江城景観形成基準 見直し案

3-3 主要な展望地

(1) 松江城

全国に現存する12天守の一つ。山陰では唯一の天守で、松江のシンボルとなっている。天守からは松江の市街地を一望することができ、特に南の方向の宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島は絶景である。

(追加) ◆松江城からの眺望基準の基本方針

- ・建物等の高さ規制による東西南北に連続する山の稜線景観、および宍道湖に浮かぶ嫁ヶ島の眺望を保全する。



松江城天守



天守より南方向(宍道湖・嫁ヶ島・松江の市街地)を望む

変更前

【松江城景観形成基準】

- ・天守から見える東西南北の山の稜線の眺望を妨げない
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さない

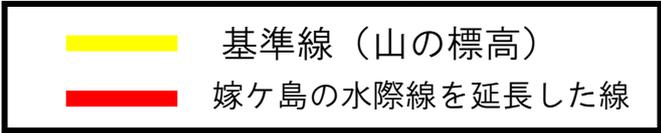
変更後

【松江城からの眺望基準】

- ・天守から見える東西南北の基準線(山の標高: 図1~4参照)に接しない高さとする。ただし、松江市景観審議会の審議により、次のいずれかに該当する施設においては、規制の緩和を認めることができる。
 - ① 公益性が高いと認められる施設※1
 - ② 松江駅周辺地域※2の施設
- ・天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線に接しない高さとする。

※1 公益性が高いと認められる施設とは、学校、病院等とする。

※2 松江駅周辺地域は、中心市街地エリアビジョン松江駅周辺ゾーンとする。



(図1)東



(図2)西



(図3)南



(図4)北



【松江駅周辺地域】

中心市街地エリアビジョン(市民と共有する「L字ライン」の未来地図)から抜粋



【松江城天守最上階の視点高について】

- ①日本人の目線の高さ
約 150cm
(平均身長一頭頂部から目までの高さ)
 - ②松江城最上階床高
約 49.5m (標高)
- 松江城天守最上階の視点高
床高 49.5m + 目線の高さ 1.5m = 51m

